

南相馬市～工事等設計書～

起工月	令和 8 年 4 月		工事概要	設備機能診断業務	
契約番号	2026000387			○牛越浄水場系 牛越浄水場、第1-1, 2配水池、第1～第4水源 第5-1, 5-2水源	
路線名				○大谷浄水場系 大谷浄水場、中継ポンプ場、第6-1～第6-4水源	
工事等名	原町区水道施設 機能診断業務委託			○矢川原浄水場系 矢川原浄水場、矢川原配水池、畦ヶ原ポンプ場 馬事公苑高架タンク	
工事等場所	南相馬市 原町区牛越字下川原 地内外				
総工事費	当初請負		仕様概要		
	当初設計				1. 設計図書及び標準仕様書に準ずること
	変更請負				2. 詳細は監督員の指示によること
	変更設計				

工 事 費 総 括 表

費 目	金 額	工 事 価 格	消 費 税 相 当 額	摘 要
本工事費				
附帯工事費				
測量及び試験費				
用地費及び補償費				
機械器具費				
営繕費				
工事雑費				
工事費				
事務費				
事業費				

最低制限価格の設定(算定)について

原町区水道施設機能診断業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

※該当工事(業務委託)には ✓ の表示をしております。

工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用＝P(最低制限価格)

※下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

※「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

※業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～82%
算定式	直接測量費+(諸経費×50%)

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算定式	【土木設計】 直接経費+(その他原価×90%)+(一般管理費等×50%)
	【建築設計】 直接人件費+特別経費+(技術料等経費×60%)+(諸経費×60%)

地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3～85%
算定式	直接調査費+(間接調査費×90%)+(解析等調査費×80%)+(諸経費+その他原価+一般管理費等)×50%

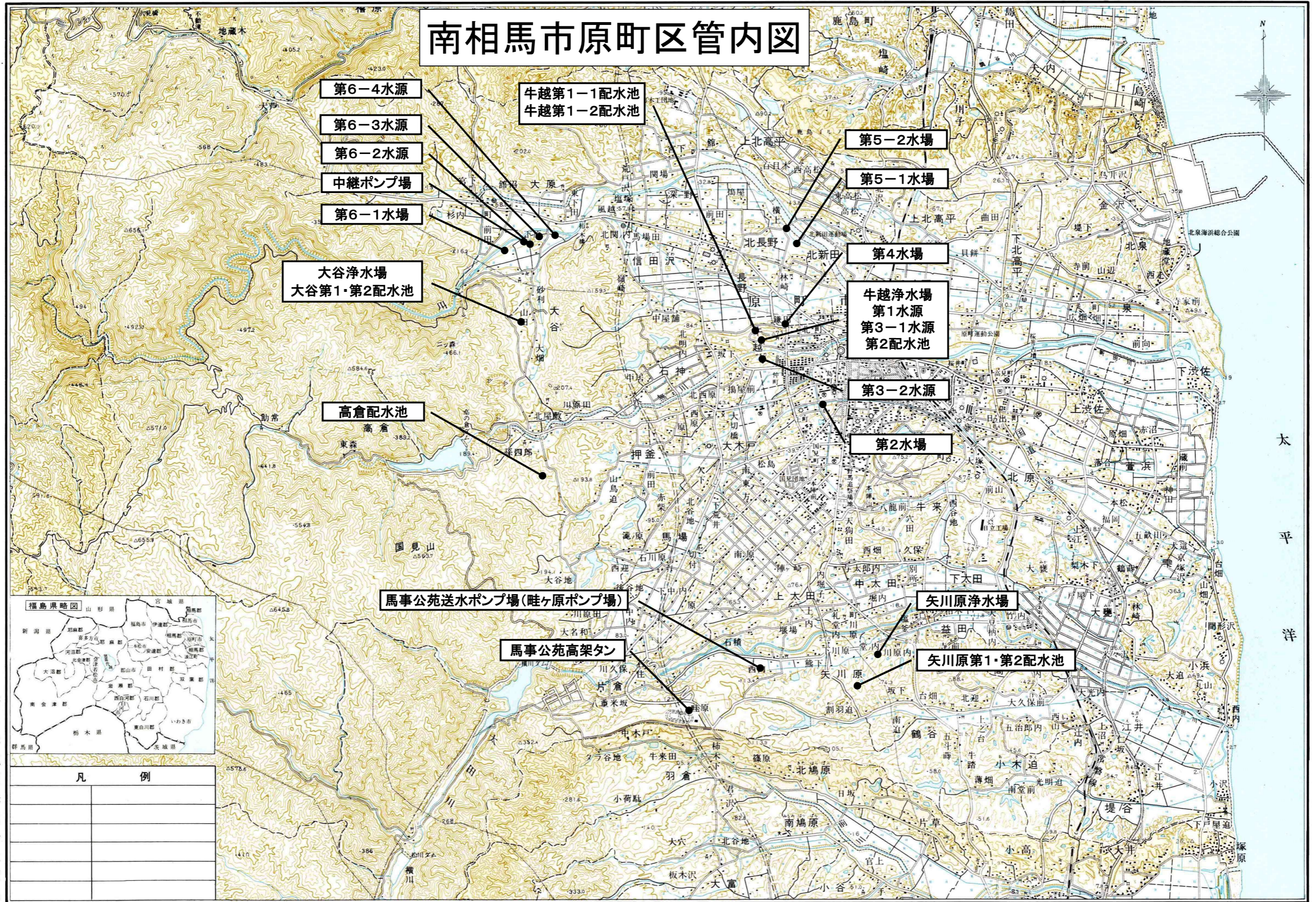
補償関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算定式	直接人件費+直接経費+(その他原価×90%)+(一般管理費等×50%)

その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～80%で適宜の割合
------	-----------------------------

南相馬市原町区管内図



凡 例	



新日本航測株式会社調製

原町市

令和8年度

原町区水道施設機能診断業務委託

特記仕様書

令和8年4月

南相馬市建設部水道課

原町区水道施設機能診断業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

本仕様書は、南相馬市（以下、「甲」という。）が発注する「令和8年度 原町区水道施設機能診断業務委託」（以下、「業務」という。）に適用する。

第1-2条

本業務についての規定は、各共通仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づいて行うものである。

(目的)

第2条

本業務は、平成27年度に実施した『南相馬市原町水道施設機能診断業務』から10年が経過するため既資料を踏襲し現状調査を行い、施設の機能診断を実施し、機器の状況判定を行うと同時に機器類の更新事業計画を立案することを目的とする。

(業務の対象範囲)

第3条

本業務の対象施設は以下に示すとおりである。

- (1) 牛越浄水場系：牛越浄水場、第1-1,2配水池、第1～第4水源、第5-1～第5-2水源（機械、電気設備）
- (2) 大谷浄水場系：大谷浄水場、中継ポンプ場、第6-1～第6-4水源（機械、電気設備）
- (3) 矢川原浄水場系：矢川原浄水場、矢川原配水池、畦ヶ原ポンプ場、馬事公苑高架タンク（機械、電気設備）
- (4) その他施設：高倉配水池、畦ヶ原受水槽（機械、電気設備）

※土木・建築施設は除くものとする。

(履行期間)

第4条

本業務の委託期間は、以下のとおりとする。

自 契約締結の日から
至 令和 8年 12月 25日

(監督員)

第5-1条

甲は、本業務委託における監督員を定め、受託者（以下、「乙」という。）に通知する。

第5-2条

監督員は、設計図書に定められた範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(管理技術者)

第6-1条

乙は、本業務委託における管理技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第6-2条

管理技術者は、契約図書等に基づき、業務に関する技術上の管理を行わなければならない。

第6-3条

管理技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門—上水道及び工業用水道）、または一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRC CM（上水道及び工業用水道部門）の資格保有者で、水道施設の機械・電気設計業務経験を有するものでなければならない。

第6-4条

管理技術者は、監督員と十分協議の上、相互に協力し業務を行わなければならない。

第6-5条

管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

（照査技術者）

第7-1条

乙は、本業務委託における照査技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第7-2条

照査技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門—上水道及び工業用水道）の資格保有者とする。また、管理技術者の職を兼ねることはできないものとする。

第7-3条

照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

第7-4条

照査技術者は、契約図書等に定める事項および監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うと共に、自身による照査を行わなければならない。

第7-5条

照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書に取り纏め、署名捺印のうえ、管理技術者に差し出すものとする。

（打合せ、協議および会議等）

第8-1条

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が打合せ簿（任意様式）に記録し、相互に確認をすることとする。

第8-2条

本業務着手時等に指定する業務の区切りにおいて、甲と乙は打合せを行うものとし、乙はその結果について記録し、相互に確認しなければならない。

第8-3条

乙は、本業務の関連会議等への出席および必要資料の作成等について協力しなければならない。

（疑義等）

第9条

仕様書、本特記仕様書、設計図書等に明記のない事項および不明な事項は、監督員と協議し、その

指示に従うものとする。

(資料の貸与および返却)

第10-1条

監督員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料等を、乙に貸与するものとする。

第10-2条

乙は、貸与された図書および関係資料等の使用後は直ちに監督員に返却しなければならない。

第10-3条

乙は、貸与された図書および関係資料を丁寧に扱い、紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合は、乙の責任において速やかに修復しなければならない。

第10-4条

乙は、貸与資料で守秘義務が求められるものについては、監督員の承諾なしに複写をしてはならない。

【貸与予定資料】

- (1) 南相馬市原町水道施設機能診断業務 成果品（平成27年度）
- (2) 施設状況の把握に必要な資料（竣工図、点検調査結果、修繕資料等）
- (3) その他監督員が必要と認める資料

(適用図書)

第11-1条

設計に必要な図書（各種仕様書、基準書、参考図書、文献等）については、乙の負担において備えるものとする。

第11-2条

適用図書は最新版を用いるが、設計作業中に改訂された場合は、監督員と協議するものとする。

(守秘義務)

第12条

乙は、業務上で知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(完成検査等)

第13条

乙は、業務完了時に甲の完成検査を受けなければならない。

(成果物の帰属)

第14-1条

成果物は、全て甲の所有とし、承諾を得ず第三者に公表、貸与、使用等してはならない。受注者は、本業務着手前に個人情報保護に関してプライバシーマークの認証の写しを提出しなければならない。

第14-2条

成果物に不備がある場合は、引渡し後であっても乙の責任で速やかに訂正しなければならない。

(参考図書)

第15条

乙は、業務の実施に当たって関連する関係法規および条例等を遵守しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 水道法施行令
- (3) 水道施設設計指針 (社) 日本水道協会
- (4) 水道維持管理指針 (社) 日本水道協会
- (5) 水道施設更新指針 (社) 日本水道協会
- (6) 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き 厚生労働省
- (7) 水道施設機能診断の手引き 厚生労働省
- (8) 水道の耐震化計画等策定指針 厚生労働省
- (9) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案) (社) 日本下水道協会
- (10) 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン 厚生労働省
- (11) その他監督員が必要と認める規則・規定・基準等

(契約提出書類)

第16条

乙は、本業務の着手および完了にあたって、甲の契約約款に定める書類を遅滞無く、監督員を通じて甲に提出しなければならない。

着手時

- (1) 着 手 届
- (2) 工 程 表
- (3) 管理及び照査技術者届及び経歴書
- (4) 調査技術者届及び経歴書
- (5) その他必要書類

完了時

- (1) 完 了 届
- (2) 納 品 書
- (3) 請 求 書
- (4) その他必要書類

(関係官公庁その他への手続き等)

第17-1条

乙は、本業務の実施に当たっては、甲が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。また乙は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第17-2条

乙が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

(土地への立ち入り等)

第18-1条

乙は、屋外で行う本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得な

い理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し協議しなければならない。

第18-2条

前項の立ち入りをを行う場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。なお、乙は、立ち入り作業完了後速やかに身分証明書を甲に返却しなければならない。

第18-3条

乙は、本業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の許可を得て行うものとする。

第18-4条

乙は、前項の場合において生じた損失のため、必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。

第2章 業務内容

(1) 設計協議

- 1) 初回打合せ（業務着手時）
 - ・業務内容の協議確認（要望事項・要望内容・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容等）および貸与資料等の確認を行う。
- 2) 中間打合せ
 - ・業務の中間報告および作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認を行う。（業務の区切りに必要に応じて実施）
- 3) 最終打合せ
 - ・業務の総括説明および成果品の納入、検収の立会いを行う。

(2) 現地調査

- 1) 現地調査
 - ・機能診断を行う対象施設と周辺状況を現地踏査し状況把握を行う。

(3) 機能診断

- 1) 既存資料調査 資料収集
 - ・既存施設の竣工図、修繕履歴書等の収集を行う。
- 2) 既存資料調査 資料整理
 - ・機能診断に使用する条件、データ等の整理を行う。
- 3) 現状調査
 - ・現状調査は既存情報で得られた内容を補完するため、目視により設備の劣化状況、処理状況等を確認し、設備の現況を把握する。
- 4) データの作成及び入力
 - ・現地調査及び既存資料調査、現状調査から機能診断に必要なデータを抽出し入力する。
- 5) 機能診断
 - ・抽出された設備を対象に、改築または修繕の必要性和、その規模及び措置の緊急度を明らかにする。劣化調査の進行度合いは、既存資料の判定結果を基に再判定を行う。
 - ・診断は改築、修繕の必要性やその規模について基本的には既存資料で得た資料、情報に基づいて診断するものとする。既存資料に機器の欠落が生じている場合は補足調査を行う。
- 6) 総合評価（更新事業計画立案）
 - ・更新に係わる機器の耐用年数を職員、維持管理員、文献等により整理し設定を行う。
 - ・更新に係わる概算費用を算定し、年度別の事業化計画を立案する。事業期間は水道事業計画調整のためアセットマネジメント計画で定められている中長期とし、期間は監督員の指示によるものとする。
- 7) 報告書作成
 - ・機能診断業務の成果として報告書にまとめる。
- 8) 照査
 - ・初回照査として業務内容、計画資料等についての妥当性を照査する。中間照査は、整合性、計画条件設定の妥当性について照査を行う。終回照査は、計画の妥当性を評価するとともに、成果物

